

社会福祉法人向け説明資料

社会福祉法人の連携による 社会貢献事業の提案



東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
社会貢献事業推進委員会実行委員会

1. 今なぜ社会福祉法人が社会貢献？

(1) 社会状況・ニーズの変化

少子・高齢化、人口減少

家族や地域での助け合い機能の低下

終身雇用慣行の変化により
失業者、非正規雇用労働者、就職困難者
の増加

年齢や種別ごとに専門分化した
社会福祉制度、契約制度

制度の狭間、制度につ
ながらない生活課題

ひきこもり、孤独死、社会的孤立、ゴミ屋敷、DV
育児困難、ネグレクト
失業後の再就職困難、就労経験のない若者

制度利用までの緊急
対応を要する課題

制度利用の手続きを行えない
申請後、利用できるまでの間、暮らせない

市場原理では満たされ
ない課題

契約制度の利用が困難
必要なサービスだが事業としては赤字

(2) 多様な経営主体が福祉サービスを担うなか 社会福祉法人の役割・在り方が問われている

➤ 「措置制度」のもとに設立された社会福祉法人

公的法人としての性格

- 社会福祉事業を行うことを目的とする
- 法人設立時の寄付者の持ち分は認められない
残余財産は社会福祉事業を行うもの又は国家に帰属
- 所轄庁の設立認可により設立



公の支配に属する法人
補助金・税制優遇

➤ 介護保険制度、社会福祉基礎構造改革 ⇒ 「契約制度」導入

株式会社、NPO等、多様な経営主体が福祉サービスを担う



なぜ社会福祉法人だけが
税制優遇？

➤ 社会福祉法人に対する批判的な報道

一部の社会福祉法人による法人の私物化、理事長ポストの売買等



社会福祉法人とは何か？
どうあるべきか

社会福祉法人の役割・在り方が問われている

(3) 社会福祉法人は社会貢献していないのか

社会福祉法人の実施事業は
全て社会への貢献ではないか



もちろん社会に貢献しているが、それは社会福祉法人だけではなく株式会社もNPOも行っている

制度以外の地域のニーズ、採算の取れない事業も必要性を優先して取り組んでいる



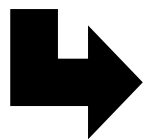
「制度の狭間のニーズ」「市場原理では満たされないニーズ」に取り組んでいる法人もあるが、その存在意義や取り組みが社会に認知されていない

委託費を当該目的に限定して運用するべく行政指導があり取り組めなかった



事業運営の財源が利用者の利用料に変わった介護保険事業、障害者福祉事業は使途制限から解放された

一方、保育所運営費、措置費の使途の弾力運用には行政による検討、見直しが必要



- ▶ 社会福祉法人による取り組みが認知されていない
- ▶ 規制があるから取り組めなかった
- ▶ 取り組んでこなかった社会福祉法人もある

2. 社会福祉法人に対する批判と期待

(1) 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

社会貢献活動の義務化の計画

	規制改革の内容	実施時期
社会 貢 献 活 動 の 義 務 化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる
	厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。	平成26年度措置
	厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部もしくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる

(2) 社会福祉法人の在り方等に関する検討会 報告書 (平成26年7月4日)

社会福祉法人の課題

- ①地域ニーズへの不十分な対応
- ②財務状況の不透明さ
- ③ガバナンスの欠如
- ④いわゆる内部留保
- ⑤他の経営主体との公平性(イコールフットイング)

社会福祉法人の今日的役割

①社会福祉制度のセーフティネットとしての役割



制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されている

②措置制度を実施する役割



措置事業を中心に実施する社会福祉法人においても1. の社会福祉制度のセーフティネットとしての取組を積極的に行い、政策に反映していくことが重要

③地域における公的法人としての役割の再認識



地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる

地域における公益的な活動のための環境整備



指導監督側である行政庁においても、社会福祉法人が活動しやすい環境を作っていく必要がある

地域における公益的な活動の推進

■ 地域における公益的な活動（現在実施されている例）

- 地域住民のサロンや生涯学習会の実施など、地域交流促進のための場の提供
- 生活困難者に対する利用者負担軽減
- 特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
- 地域内の連携による福祉人材の育成
- 複数法人の連携による災害時要援護者への支援
- 地域における成年後見人等の受託
- 生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）や社会参加活動の実施
- 低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
- 貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
- ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等への居場所づくりや見守りの実施
- 刑務所出所者への福祉的支援

■地域における公益的な活動の定義(国が事例を例示すると画一的になる恐れあり)



★地域の多様なニーズに柔軟に対応するために、社会福祉法人の自主性が尊重される仕組みとすべき

★具体的に各地域で定められる仕組みとすることが考えられる

■複数法人による活動の協働化等



★法人単独で行う方法だけでなく、複数の法人が活動資金を出し合ったり、一体的な組織を構成し事業を展開することを積極的に推進すべき

■公益的な活動の実施義務



★法律上、実施義務を明記することを検討すべき

(3) 税制調査会 (平成26年6月27日)

■公益法人課税等の見直し(改革の方向性)

○民間と競合しているもの(例えば、社会福祉法人が実施する介護事業)については、その取扱いに見直しが必要

○収益事業の規定方法は、現行の限定列举方式でなく、対価を得て行う事業は原則課税とする方向での見直しも検討すべき

3. 社会福祉法人としての役割を果たす

社会が社会福祉法人に求めていること

- 制度の狭間のニーズへの対応
- 市場原理では満たされないニーズへの対応
- 措置の枠組みによる支援はさらに重要
- 地域で総合的に生活を支えること
- 地域のまちづくりの中核的役割を果たすこと



社会福祉法人として、地域における公益的な活動、
社会貢献事業に取り組む必要がある

4. 社会福祉法人の連携による事業を提案

★なぜ連携する必要があるの？

支援力を高める

制度の狭間
複合的課題 に対応



そのためには
・多分野の専門知識
・サービスの組合せ
・新たな支援の創造
が必要



法人・施設の連携により
支援力を高めることができる

安定的に継続

法人の規模は大小様々



補助金等の予算措置がない活動を小規模法人が実施するには財源問題を含め様々なリスクや困難を伴う



連携して一体的に事業実施することにより**安定的に継続**した事業展開が期待できる

「見える化」する

これまでも地域のニーズや市場原理では満たされないニーズに対応してきた



しかし、実績が認められず批判されている



各法人の努力と共に、東京全域で取り組むことで、より一層、社会福祉法人の**存在価値を示す**ことができる

5. 他県における社会福祉法人の連携による社会貢献事業の例

(1) 大阪府社会福祉協議会 老人施設部会

「生活困窮者レスキュー事業」

- 平成16年4月事業開始 ○高齢者施設 ○参加施設数 440施設
- CSW配置施設 340施設(77%)
- 平成27年度からオール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業実施を検討中
 - ①総合生活相談事業 ②経済的援助(現物給付) ③社会貢献基金の拠出
 - ④各種課題(社会参加の場づくり、中間的就労等)への対応 を実施予定

(2) 神奈川県社会福祉協議会 経営者部会

「かながわライフサポート事業」

- 平成25年8月事業開始 ○全種別 ○参加法人数 50弱
- 生活困難者への総合生活相談支援を実施中 (中間的就労についての検討も実施予定)

(3) 埼玉県社会福祉協議会 社会福祉法人社会貢献活動推進協議会

「彩の国あんしんセーフティネット事業」

- 平成26年9月事業開始予定 ○全種別 ○参加数 50法人 82施設

(4) 熊本県社会福祉協議会 法人経営者協議会

「生活困難者レスキュー事業」

○平成26年5月実施要綱施行 ○全種別 ○生活困難者への総合生活相談支援

(5) (仮称) 滋賀の縁創造実践センター設立準備会

(仮称)「滋賀の縁創造実践センター」

○法人、当事者団体、福祉の専門職団体、社協、民協等の15団体等、186の会員
○県社協ではなく任意団体として実施 ○5年間の期間限定 平成26年9月事業開始予定
○プラットフォームの基盤づくり、制度の谷間の生活課題解決のためのパイロット事業等予定

(6) 京都府社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会

(仮称)「京都地域福祉創生事業」

○当面は貧困の連鎖を防ぐため、子どもたちへの支援を中心に実施する案

(7) 兵庫県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会・地域福祉推進会議

○県内社会福祉法人に3つの段階での提唱を検討中
〔第1段階〕地域住民の生活上の相談を総合的に受けられる相談窓口の開設 〔第2段階〕市町内の社会福祉法人による連絡協議会の組織化 〔第3段階〕地域福祉ファンド(仮称)の設立と運営

6. 東京における事業実施案 （仮称：東京きずな事業）

社会福祉法人協議会 社会貢献事業推進委員会で検討中

- 以下はすべて現時点での案
（既に各部会等で示した案に対するこれまでの意見を踏まえ、
社会貢献事業推進委員会実行委員会が修正）
- 今後、収集した意見や委員会での検討により修正していく

（1）理念

参加法人は社会福祉法人として、
制度の狭間や複合的なニーズ等、
地域が必要とするサービスの創造及び支援を行い、
地域の社会資源として役割を果たす

(2) 目的

- 社会福祉法人として、主体性、開拓性、先駆性、公共性等に基づき、地域でセーフティネットの役割を果たす
- 制度の狭間のニーズ、複合的な課題、市場原理では成り立たないニーズに対して、制度の枠組みを超えて、その人に必要な支援を行う
- それぞれの社会福祉法人の持つ専門性、設備、人的資源等を有効活用し、複数の社会福祉法人、また、地域の関係機関、団体と連携することにより支援を行う
- 地域が求めるニーズに応じるため、各地域において社会福祉法人がネットワーク化を図り、創意工夫してサービスの創造に努める
- 社会福祉法人の存在が地域の社会資源として機能し続けるよう役割を果たす

(3) 対象者 地域で生活する上で困難を抱える方

(4) 事業の内容

① 寄り添い型連携支援の実施（連携による相談支援事業）

- 各施設等の職員が兼務で「相談員」（名称未定、前案ではCSW）として地域住民の相談に応じる
- 区市町村又はブロック等のエリアを担当する「支援員」（名称未定、前案では社会貢献支援員）が相談員をバックアップし、他の相談員とも連携の上で個別支援
- 既存制度の活用を前提とし、地域の関係者と広く連携して対応
- 必要に応じてアウトリーチも含めた相談支援を行うが、施設等の事情により困難な場合は他の近隣法人と連携して対応
- 相談内容に応じて、必要があれば費用を伴う支援を行う（基金より支出）

② その他 既存制度では対応できない支援・サービスの提供

- 施設等の専門性、設備、機能を生かした支援・サービスの提供
- 地域のニーズ、法人や施設の意向を踏まえて今後具体案を検討する

〔メニュー例〕 中間的就労の場の提供、居場所の提供、低家賃住宅の提供等

(5) 事業の財源

- 各法人が特別会費を拠出し、東社協に基金を設置して事業を実施

(6) 実施主体

- 各法人及び東社協がそれぞれ定款に事業を位置づける
- 各法人と東社協の共同事業

(7) 社会福祉法人のネットワーク化

- 区市等又はブロックごとに社会福祉法人のネットワークを構築する
- 各区市等の生活困窮者自立支援法に基づく相談支援のしくみと連携し地域で不足する支援・サービスの創造を行う
- 各法人が独自に行う社会貢献事業をまとめてPRすることも検討

(8) 各法人の参加方法

①+②を原則とする

- ①特別会費の納入
- ②施設等に兼務で「相談員」(名称未定)を配置し相談支援等、支援メニューを実施

(9) 特別会費の請求方法等のイメージ (詳細は今後検討)

〔案1〕 各法人の前年度の 「経常増減差額」を根拠とした請求

算定根拠

事業活動収支計算書
「サービス活動増減の部」+「サービス活動外増減の部」
の経常増減差額(社会福祉事業)

請求額のイメージ

経常増減差額	特別会費額
1,000万円未満	10万円
1,000～2,000万円	20万円
2,000～3,000万円	30万円
3,000～5,000万円	40万円
5,000～7,000万円	50万円
7,000～10,000万円	60万円
10,000～20,000万円	80万円
20,000万円以上	100万円

〔案2〕 各法人の前年度の 「事業活動収入額」を根拠とした請求

算定根拠

資金収支計算書
「事業活動による収支」の事業活動収入額
(社会福祉事業)

請求額のイメージ

事業活動収入額	特別会費額
3億円未満	10万円
3～5億円	20万円
5～7億円	30万円
7～10億円	40万円
10～20億円	60万円
20億円以上	80万円

【参考】社会福祉法人協議会の会員数

社会福祉法人897 財団法人・社団法人・宗教法人、個人立等79

(10) 現段階の提案と将来的展望

まず相談支援事業に取り組むことから次の支援へ

- 制度に基づく支援は「制度」という枠組みから人を見ることになり、制度の狭間が生じる
- 対象を限定しない相談・支援はその「人」に必要な支援を考えることになる
- 既存の制度で支援することを前提とするが、それができない場合には新たにサービスや支援を創造する必要性が生じる

「人」の声なき声を聴き
見えないニーズを見ようとする



ニーズの発見

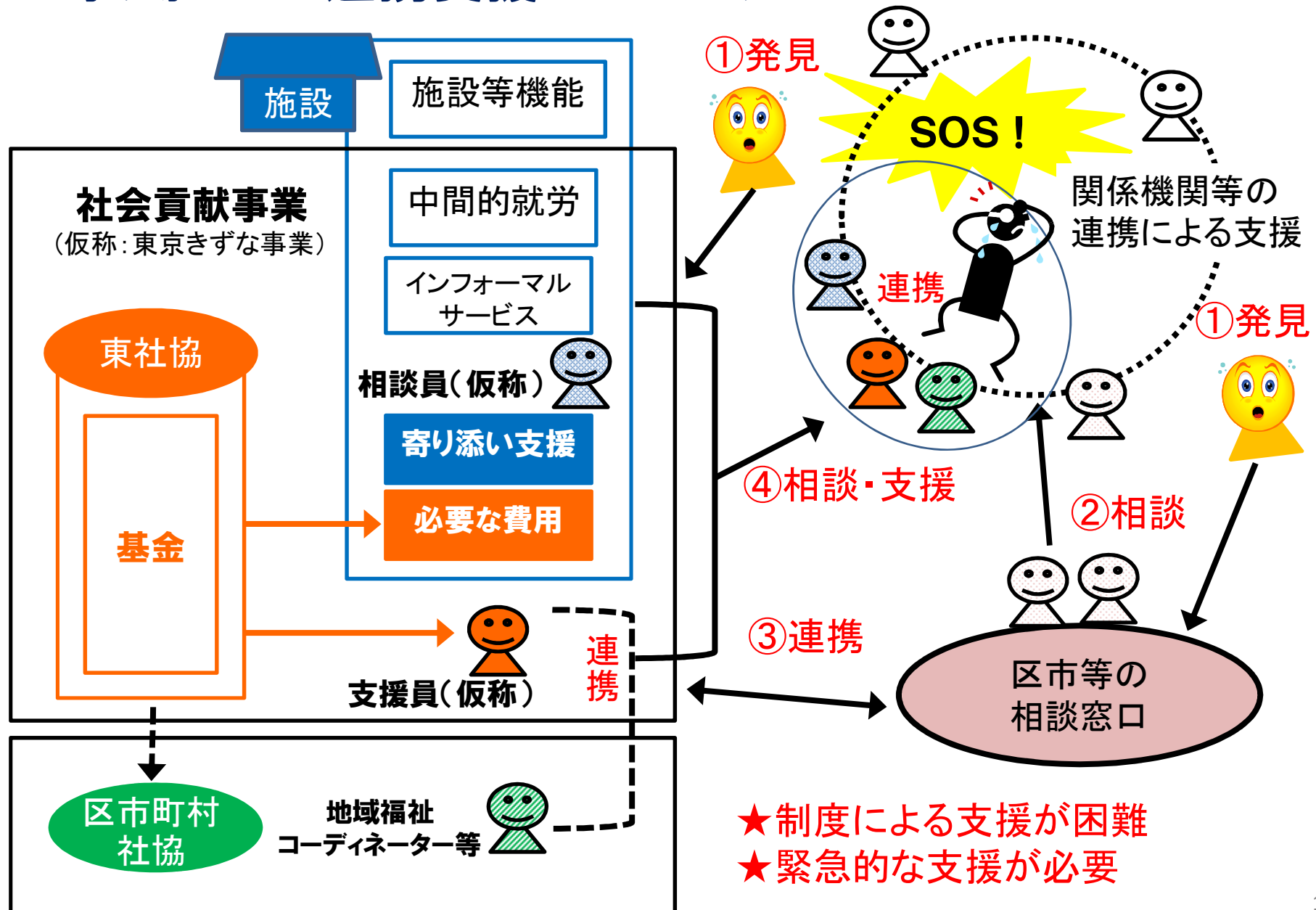
- 相談を受けた事業所・法人が支援を行うが、対応と解決が困難な場合や、より専門性のある事業所が対応した方が良い場合は、法人のネットワークの中で検討して個別対応する
- 「人」に合わせて支援するなかで、繰り返し必要とされる支援・サービスは「法人独自の社会貢献事業」として取り組み、その情報を共有する
- 法人独自で取り組むよりも連携による取り組みがふさわしい内容であれば、「社会福祉法人の連携による社会貢献事業のメニュー」の一つとして増やしていく

その「人」に必要な支援の創造
繰り返し必要とされる支援

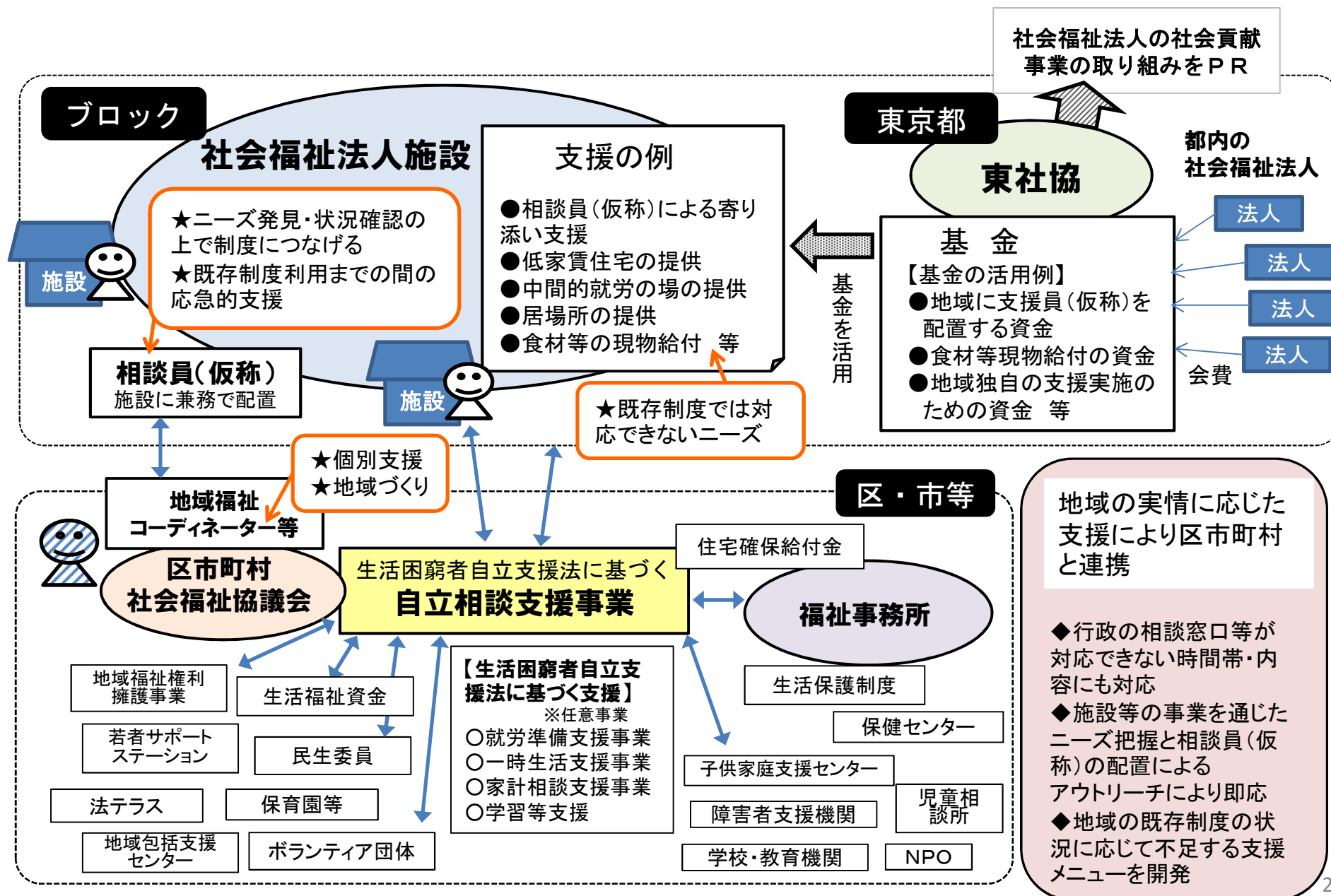


地域で必要とされる
サービスの創造

寄り添い型 連携支援 のイメージ

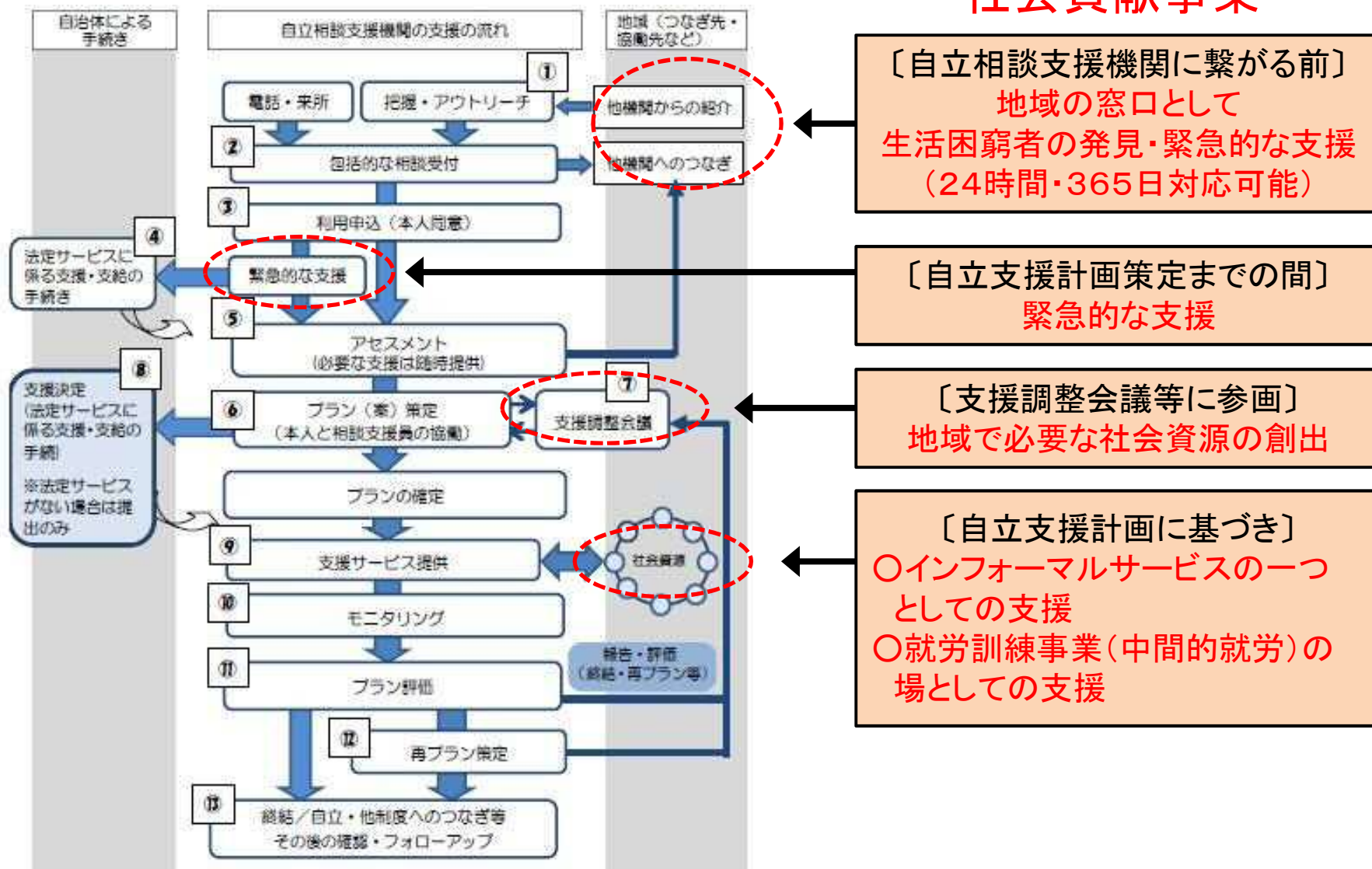


生活困窮者自立支援制度と連携する場合のイメージ 1



生活困窮者自立支援制度と連携する場合のイメージ 2

生活困窮者自立支援制度の相談支援プロセス



7. 今後の検討の進め方

- 地域の実情を踏まえた社会貢献事業のメニュー化
- より多くの社会福祉法人の賛同を得るための取り組みを実施
- 各社会福祉法人と東社協との協働による双方向のしくみを構築

・・・そのために・・・

- 各法人・施設、部会等の意見や意向を踏まえ、事業構築していく
- 関係機関や団体等からの社会福祉法人の社会貢献事業への期待を受止めた上で事業構築していく

8. 検討経過及び今後の予定

- 平成25年度から社会福祉法人協議会において事業実施に向けて検討してきた
- 現在、社会貢献事業推進委員会に施設部会連絡会の各部会からも委員を選出し、都内すべての業種で、できるだけ多くの法人の参画による事業を実施しようと検討中
- 平成26年9月末までに、現在検討中の実施案に対して、各部会の会議等、法人へのアンケートによる意見収集を実施中



各法人・施設の意向を踏まえて事業を構築

- 10月以降に収集した意見を踏まえた第二次案を提示予定
- 11月以降に「東社協の委員会」として組織を変更し、検討予定
- 平成27年3月の東社協役員会での審議・決定、4月からの事業開始をめざす

できるだけ多くの法人の参画による事業実施をめざす